

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市集落営農・担い手支援事業補助金
補助の区分	事業補助（奨励補助・その他事業補助）
補助の概要	農業従事者の高齢化及び後継者不足などが課題となっている中、集落営農の推進や地域農業を支える農業経営体を確保し、地域農業の振興を図るために要する経費に対し補助金を交付する。
補助事業者	農業者団体等
補助対象経費	農業者等が農業機械や施設等を整備する際の経費、新規就農者の育成に係る経費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	1/2以下で事業ごとに設定する（市単独）。定額補助あり。
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	1/2以下で事業ごとに設定する（市単独）定額補助あり。
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	事業ごとに設定あり。
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	農業従事者の高齢化及び後継者不足により、経営体の持続が困難となっていることから、地域にあった組織化、法人化に加え、複合経営などによる個人農家の経営安定、また新規就農者への支援を行い、営農や農地保全が安定的、経済的に継続できる持続可能な農業の確立につなげる。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
	関係農家や集落等に直接周知
事業担当	（担当部署） 農林水産部農業政策課農業企画係
	（電話番号） 0259-63-5117